

平成23年度市町スポーツ少年団拡充推進事業
「団員拡充・強化キャンペーン」事業費助成金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、市町スポーツ少年団が実施する拡充推進事業「団員拡充・強化キャンペーン」(以下「キャンペーン」という。)について、その事業費に対する助成金を交付するため、必要な事項を定めるものである。

(助成の対象)

第2条 広島県スポーツ少年団本部長(以下「本部長」という。)は、市町スポーツ少年団からの申請に基づき、助成を行う。

キャンペーン活動の助成対象事業は、次の各号のとおりとする。

- (1) 単位団・団員・指導者の登録増加に資する事業
- (2) 各級スポーツ少年団の組織拡充、育成母集団の組織拡充に資する事業
- (3) その他本部長が必要と認める事業

(助成経費等)

第3条 助成金は、事業の実施に必要な経費の2/3以内とし、予算の範囲内で交付する。

2 助成金額は、1事業3万円を限度とし、1市町スポーツ少年団あたり1事業とする。ただし、広島市スポーツ少年団は、8事業以内とする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする市町スポーツ少年団は、助成金交付申請書に所定の書類を添えて、本部長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第5条 本部長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し助成金交付の可否を決定するものとする。

(帳簿等の整備)

第6条 助成金の交付を受けた市町スポーツ少年団は、事業執行に伴う証憑書類等を完備し、保管しなければならない。また、必要に応じ提出するものとする。

(実績報告)

第7条 助成金の交付を受けた市町スポーツ少年団は、当該助成事業が完了したときは、速やかに助成事業実績報告書ならびに収支決算報告書に所定の書類を添えて、本部長に提出しなければならない。